

受付 番号	性別	居住地	年齢		意見内容
1	—	市内	—	1	今の京都の景観政策では、発展していくのは難しいと思います。土地の値段が上がり、若夫婦では手が出しづらくなり、若年世帯は安価な滋賀県に流れる。20～30年もすると、京都にはもともと住んでいた老人や、高くても土地を買えた高齢の世帯ばかりになり、老人の街となるだろう。歴史ばかりを重んじ、老人の街となった奈良と同じ道をたどるのは目に見えている。 観光都市では、市民全員が食べていくのは不可能である。
2	女性	市内	—	1	「屋外広告物に関する基準の明文化」について 「使用できる色彩の制限」を定め、京都においては、原色や面積の過大な広告を制限していく意図は高く評価できると考えます。 この施策によって、京都が他都市とは違う特徴を発揮できると考えます。 他都市に出かけて京都に帰ると、上記の配慮によって、他都市の広告のあふれる市街とは異なりしっとりとした、京都のよさを実感できる風景に和みます。 市内、特に繁華街を歩くと、10年前に歩行の妨げになるほどあふれていた、路上放置看板が、当時ほどには置かれておらず、評価します。 しかし、未だ、路上に放置されている看板は無くなっているものではなく、景観上、また、京都を歩いて楽しむには、歩行の邪魔になり、転倒しそうになったりして、残念だと考えるものです。 路上放置看板、のぼり、貼り付けちらしなど、京都の美しい景観を維持継承していく上で障害とならないよう、この方面にも、対策を講じていただくよう希望します。
3	男性	—	—	1	高層建築物のスカイライン形成に新たなデザイン基準を追加することは、大変いいことだ。
				2	ただし、水平底における雨仕舞いについて、よく検討しておく必要があるのではないかと。せっかく水平線を強調する底によるスカイライン形成が整っても、外壁面が雨垂れで汚れてしまっていたのでは、台無しである。 したがって、水平底の出の寸法をいくらぐらいにするのがいいのか、示すべきではないか。
				3	優良なデザインを誘導することは大切なことだが、建築主側からすると、時間とコストのバランスが取れていることが望ましいので、それを踏まえた相談ができるような工夫をすべきではないか。
				4	一団の敷地におけるデザイン誘導については、デザインだけではなく、建物の配置と高さの関係について、研究をすべきではないか。地区計画とも関連するが、例えば、敷地の外周部分では、周辺と高さを合わせるべきだと思うが、敷地の中心部では少々高くても（高度地区の高さを超えても）周辺への影響は少ないはず。これをうまく活用して、優良な一団のデザインを誘導すべきではないか。 また、全体計画を定めるに当たり、周辺地域との協議のあり方（義務付けとするのか、任意とするのかなども含めて）については、一定の配慮が必要になるのではないか。
4	女性	市内	50代	1	屋外広告物の色彩基準を明確にすることは、分かりやすくいいことである。 その一方で、屋外広告物のデザインが、古き良きものばかりになることがないように留意すべきではないか。 また、動くもの（ラッピングバスなど）での広告物のデザインや色についても、検討が必要ではないか。
					現在、加茂川兩岸の景観保全地域にワンルームマンションの建築が計画され、工事が始まっています。 高さ制限15メートルの地域ですが、敷地が斜面（加茂街道の土手沿い）になっていて、基準地盤面が、高低差の真ん中で、その地点から、15メートルとなります。地下1階地上5階が、計画されていますが、低い地盤面の道路から見ると6階となり明らかに15メートルを超えます。 確かに建築基準から見ると法律どおりですが、景観保全地域に入っている地域は、色、デザイン等も重要ですが、高さが最もインパクトを与えていると思います。景観保全の条例のほうが、建築基準よりも新しい法律なので、優先すべきだと思います。この地域は、どこから見ても15メートル以下にすべきだと思います。したがって、この地域では、斜面地の場合には、一番低いところから、15メートル以下にするべきではないでしょうか。 以上、よろしくご検討お願い申し上げます。

受付番号	性別	居住地	年齢		意見内容
5	男性	市内	50代	1	門川市長直属の「100人委員会」の中に「市民の景観」というチームがあります。その中では、景観エリアマネージャーという地域のまちづくりを担う専門家を養成する為に、どうしたらよいか…？と四苦八苦しております。京都市は、京都らしいまちづくりを…100人委員会「市民の景観」チームでは、市民が望む京都の景観づくりを…と願っているはずです。出発点は違っても同じ方向をむいているなら、ぜひとも協力関係を確かなものにして、実践的な市街地景観整備について、協議して“京都の景観”を見出してください。 上記、市民の景観チームには、大学の専門家、建築士、デザイナー等、まちづくりに関わる人達が沢山おられます。この方達といっしょに建築計画を誘導する為の制度について、協議してください。
				2	窓口を一本化して、できるだけ簡素をお願いします。
6	男性	市外	60代	1	環境整備として今後も設置の促進が行われると思われる太陽光発電や、温水パネルも景観上は問題となる可能性がある。特に表通りに面しては、瓦の町家、町並みの景観にそぐわない。(材質や色彩がデザイン基準に適合したとしても)基準の中で取扱いを明確にするよう議論されることが必要である。
				2	デザイン基準だけでは、十分な誘導を行うことは困難であり、景観の影響の大きい中高層建築(そのほとんどに専門家としての設計士がかかわっている)についても、基本計画の段階で専門委員と、ゆるやかな打合せが行われるような制度が望まれる。
7	男性	市内	—	1	数々の困難の中、新景観法の施行、そして見直し、敬意を表します。 今後は、縦割り行政をなくし、景観のみならず、新たな地域産業活性化条例制定を目指し、その中で、行政の責務、地場業者の責務、住民の責務を、はっきりとさせ、京都市民は、地域活性化の為に、町の伝統文化、地域を意識し、中小企業の積極利用など、一文を、入れてほしいと思います。
				2	又、全国一律の建築基準法を見直し、それぞれ全国各地で、伝統工法や、細街路、開発不適格地の問題は、地域の行政にまかせ、それぞれの地域が、個性的で特色ある町に復活する法の着手を望みます。
8	男性	市内	60代	1	○景観条例は理想論 景観条例はあまりにも理想論過ぎるのでは、ありませんか？具体的な問題点として、例えば「田の字の内側」のマンションは建替える時、11階から5～6階に制限されます。およそ半分程度の住民は、マンションを出ていかねばなりません。住民の居住権や財産権を侵害するもので、到底容認出来ないと思っています。 上記のような問題に対する、市当局の方針は全く明らかにされないまま、施行されています。(過去に出前トークその他の場でも、全く明確に答えてくれませんでした。) なんらかの具体策がないと、今後、建て直しの具体的事例が起こった時、必ず訴訟に発展する事は明白です。 市当局に明白な方針をお示し願いたい。 ○中心部の制限見直しを 東山や嵐山など、観光地区の制限は理解できますが、中心部などの商業・居住地区の制限強化は、町の活性化に逆行しています。是非制限の抜本的緩和を検討してください。
9	—	市内	—	1	○眺望景観保全地域の区域の見直しについて 今回の景観制度の見直しでの、この項目は実態に即したものであり、客観的に見ても大変よいと思います。特に遠景デザイン保全区域の実態上視認できないエリアについても届出が必要であるなどの制度の見直しは、手続が簡素になり施主にとってありがたいです。
				2	○スカイライン形成のための基準の充実について 高層建築に勾配屋根形状のデザインを強要することは、アンバランスな建物ができたり、設計者の建築デザインの自由度を狭めるといった課題があったと思います。その点、今回のデザイン基準の改正は望ましい方向です。
				3	○岸辺型美観地区のデザイン基準について 伝統的な建物の連担性を確保するため、けらばの出を不要とする基準は、京都の町並みを維持するためにも必要だと思います。ただ、この規定は、今回の対象となる岸辺型以外にも適用すべき地域はあると考えられるため、今後エリアの拡大を期待します。

受付番号	性別	居住地	年齢		意見内容
9	—	市内	—	4	○一団の建物群を総合的にデザインするための制度の創設について 建物を増築する場合などの際、既存の建物とデザインが合わせられないことや、逆に既存の建物にも現行の基準が遡及されるなど、現行制度の補完制度として期待します。
				5	ただ、この創設する制度やその他の制度における行政指導の際、今後も施主や事業者にとって、過度な負担にならないような配慮をお願いします。
10	男性	市内	30代	1	遠景デザイン保全区域における手続の見直しについて、実態に見合ったものであり評価する。新景観政策のフレームをしっかりと堅持しながら、さらなる効率化を望む。
				2	屋外広告物はまちの花である。彩度について、もう少し弾力性を持たせてはどうか。
11	男性	市内	40代	1	景観づくりに地域が一体となって取り組むことで、古都に見合った街並みが形成されると思います。
				2	まちなかや川沿いの風情に合った景観に期待しています。
				3	厳しい規制に対して、専門家に相談できる制度を創設することは、従前から必要とされていたもので、いいことだと思います。
				4	高い建物でなくても、横に幅広い建物（パチンコ店、スーパー等）には、景観を損なうものも多く、規制の強化には賛成します。
12	男性	市内	—	1	1 景観まちづくりの活動に取り組む地域への支援制度の充実 市民による地域にふさわしい景観づくりの取組はその問題の整理と価値の共有のプロセス、建築デザインに関する専門的な知識、技術力を伴う判断など、市民自力での取組にはやはり限界が想定されます。 市民が景観まちづくりへの意識が芽生えた段階から成長するプロセスの個々の場面において、市及び専門家等のアドバイスは有効であり、そのための支援制度の充実を望みます。 ○景観まちづくりに取り組む地域への専門家派遣制度 ○景観まちづくり活動費の支援制度
				2	2 地域景観づくり協議会・協議地区制度についてのわかりやすい説明資料 地域での景観まちづくりの方針策定にもとづく地域景観づくり協議会の認定と、事前協議制度の導入は、景観まちづくりの初期段階において、地域と建築主が景観まちづくりへの意識の共有化を図る上で、画期的な制度と期待しています。 しかし、今回の配布資料だけでは地域での取組の流れ、事前協議制度の内容、また意見交換時における問題の解決方法などについて、十分に理解するまでには至りません。 多くの市民が市街地の環境形成に向けた「地区まちづくり」に関心を持ち、その中でも今後は良好な市街地の景観形成に向けた「景観まちづくり」への関心が高まると想定されます。 今回の市の制度提案は景観まちづくりへの市民への「呼び水」としての効果も高いと予想され、制度についてのわかりやすい説明資料が望まれます。
				3	3 市街地景観協定地区および地域景観づくり協議地区での事前協議による意見交換事例情報の紹介 景観基準にもとづく事例を「京景観適合建築物」として紹介されていますが、それぞれの地域での景観基準についての市民の理解向上に役立っています。 市民の景観まちづくり活動は地域にとって初体験であり、素人集団による取組でもあり、未知の取組と言えます。事前協議制度による地域と建築主の意見交換の先進情報は景観まちづくりに取り組む地域にとっては是非とも教科書として学習したい内容と言えます。 地域及び建築主の両者の了解と個人情報には十分に配慮しつつ、「地域景観づくり事前協議事例集」をまとめて情報発信することは、地域景観づくり協議会の活動のさらなる進化と後発地域への活動指針の提供に有効と思われます。
13	男性	市外	50代	1	この仕組みの整備は、大変重要なことだと考える。 ただし、一定の地区だけで閉鎖的にデザイン基準を設けた場合には、広域的視点、あるいは京都市全域で不統一になるおそれがあるので、行政の適正な判断と、民主的な手続が重要と考える。
				2	専門家のアドバイスや特例の判断では、オープンな議論を求める。
				3	時代に合った景観政策の恒常的な進化の見直しを期待する。

受付番号	性別	居住地	年齢		意見内容
14	男性	市内	50代	1	住民自らが地域の景観を考え、主体的にルールを作って、地域にふさわしい町並みを保全・創造する。良いことだと思うし、是非多くの地域で実現できるよう、専門家のサポートをお願いしたい。
				2	幹線道路沿道等の高層建築物によるスカイラインを形成するため、勾配屋根に類似した目隠しルーバーに加えて、水平線を強調する庇状のものを設けるとあるが、付け足しのデザインを強要するのは、本物を大切に京都の伝統に反するのではないか。（屋外階段の斜め線が景観上良くないという理由で、付け足しのデザインを強要するのも疑問） 目隠しルーバーは屋上の設備機器を目隠しするために設けるものだと思うが、その目的に照らして、基準を再考すべきだと思う。
				3	新景観政策施行後の「良い例」を積極的に公開すべき。
				4	全国的に展開するチェーン店のデザインは、概ね貧困であり、低層であっても景観を阻害している事例が多い。京都のそれぞれの地域にふさわしい優れた建築物となるよう、建築主を指導してもらいたい。
				5	新景観政策の進化に期待しています。
15	男性	市内	60代	1	宇治市にまちづくり・景観条例があります。条例を作りっぱなしではなく、市の方で各地区のまちづくり・景観に積極的に興味を持ち、中心となる人を育成するような仕組みをも作っています。京都も地区に協議会を作るだけでなく、協議会が効果的に活動出来るように積極的に援助する様な仕組みまで考えて欲しい。
				2	地区協定、建築協定など個人の財産権を自主的に制限し、景観等を守っていても、この財産権を盾に破ることを止める仕組みが現在ありません。この“個人”が法人や公共的な性格の組織の場合は、とりわけ制限することが困難です。
				3	“景観保全”は、“京都市内の歴史的な町並みや借景の保全”と同一の様に受け取られていますが、新興地区でもそれぞれ特徴的な統一した景観を作り出すことで、魅力ある地区にすることができる（例えば、北欧風の町並み、ルミナリエ、芸術家ばかりいる町、等々）。京都市は歴史的な景観以外にも特長ある魅力的な地区が幾つもある市になることを期待します。
16	男性	市内	10代	1	地域独自のデザイン基準を市民が作っていくことはいいことだと思う。できれば建築のデザインだけでなく、その地域で開業している人たちのために、屋外広告物に対する基準に対しても地域ごとに市民がルールを定めることができればもっと良いと思う。
				2	根本的なことからの意見になってしまうが、勾配屋根や水平庇をデザイン基準にする理由が今一つ理解できない。主要幹線道路に建つ高層建築物の統一感のあるスカイラインの形成が景観上望ましいのは理解できるが、勾配屋根や水平庇でそれらが改善するとは思えない。むしろ、個々の建築物のデザインを余計に変なものにしてしまうものになる場合も考えられるのではないか。また、勾配屋根と水平庇が混在するなかで本当にスカイラインが統一されるのかが疑問である。
				3	スカイラインの統一が図られる高層建築物の建ち並ぶ地域とその他の地域との境界が、不自然になるような工夫が今回明記されていないのでその点も考慮してほしい。
				4	「優良デザイン促進制度」は事業者が活用する意思がなければ活用できない制度である。このため、行政側が活用してもらいたくても、時間に限りのある、ある民間の事業者がわざわざ時間と手間のかかるこの制度を活用するとは思えず、現行のデザイン特例認定制度と同じくあまり活用されないように思う。ある程度、この制度を活用した際の時間の目安を明確化する必要があるのではないか。 ○「優良デザイン促進制度」に関わる専門家は学識のある人という回答であったが、建築家やデザイナーなど実際にデザインに関わったことのある人で能力のある人間も必要なのではないか。
				5	現在「高さ」だけでは建築物の規模を制限できないものとなりつつあるので、延べ面積を基準とする建築物の取り扱いは非常に良いと思う。しかし、周囲の景観に悪影響を与える可能性の高い工作物（例えばコインパーキング等）の届け出も対象にしたほうが良いと思う。よって延べ面積よりも敷地面積を基準とするのはどうか。
				6	今回の景観政策の進化の素案を見て思ったことは、建築物に対する基準のみに限定されていることである。景観の政策なのだから建築物だけの基準を強化するのではなく、もっと公道や広場、電線と電柱に対する行政側の姿勢を見せてほしい。

受付番号	性別	居住地	年齢		意見内容
17	男性	市外	60代	1	「市民とともに」という表現は、何ともこそばゆいニュアンスがある。生活が多様化し、共通の価値観や基盤が見えない社会となりつつあり、しかも情報があふれ定着性もうすれている現在。 この状況で、地域独自のルールが創られ、成長出来るのか、はなはだ疑問である。
				2	高層建築物の勾配状のパラペットはどうにもデザインのしにくい基準である。全体の意匠の統一感をみだし、いかにも、付け足したものになってしまう。 屋上の設備機器の見苦しさや、塔屋の扱い等は高さ規制を緩和すればすぐにでも解決する。数字だけの規制ではよくならない。
				3	特例に関しての大まかなタイムスケジュールが明確でないので、チャレンジしにくい。つつい妥協せざるを得ない。 公的な建築物で、どんどんデザインをリードする表現をし、一定の方向に導く事が重要。数字や資料ではなく、実物で示す方が効果が大。経済性のみを考えた建物ばかりが出来て行くのが問題。
				4	今後は数字や形態による指導だけでなく、町並みを考慮し、全体を見わたし、判断出来る資質を互いが共有し、議論出来る状況に進めて欲しい。 これが本当の「進化するデザイン基準」の意義だと思う。
				5	決めた事や専門家の言葉にしばられず、市民目線による柔軟な判断をすなおに下せればまちがった方向に進む事はないし、市民の信頼を得られるものになっていくと思う。
18	－	市内	70代	1	自治連合会や商店街組合にとって、地区計画、地区整備計画など「地区計画」が形成される手順や手続がわかりにくいと思います。地権者すべての承認を得るのは至難のわざです。「計画」のアンケートで2/3以上の賛成で成立するなど、簡略にしてほしいものです。 同時に、手順の解説を添付するようお願いしたいのです。わたくしの住む地域では「地域景観づくり協議会」の認定をしていただくことはできると思いますが、「認定」基準として、どのような地域住民の意志表示文書、その他の手続などが必要かを付記してほしいと思います。
				2	また、建築主と協議会の合意や合意できなかった内容を、それぞれが市へ提出し、市がその調整にも関わっていただくことが必要で、建築主側の一方的な届けで通さないでほしいのです。
				3	幹線道路のビルには、1、2階の庇は不要ではないでしょうか。街並みがそれで揃うと思いますし、高さもその高さに揃えることに意味があると思います。また、ビルのデザインに縦のラインを強調することとか、一つの強調線を指定するのはいかがでしょうか。
				4	「旧市街地」の場合は、町並みに合わせた1、2階の瓦屋根（庇）と和風の縦格子が必要だと思います。
				5	平成の町家と云えるものにも「引き戸」と「縦格子」を基本にすべきではないでしょうか。
				6	色彩については、「色見本」（メーカーのもの）で、目でみえるように範囲をきめてほしいものです。
				7	建築家に対してだけでなく、建築主にこの制度を適用していくべきではないでしょうか。
				8	新築だけでなく、道路面の改築についても市街地景観の認可を必要とし、かつ、この「優良デザイン促進」の制度に組み入れて、事前に建築主のその通りの景観に合う様、改築をする意識を醸成するようにしてほしいものです。
				9	ちょっと求められている内容とは異なると思いますが、どの通りから、というのは難しいと思いますが、例えば、西大路より西、丸太町より南の部分は、ビルの高さ制限などを撤廃して、京都の高層アーバン地区などとすれば、南区以南の工業地域同様、京都の工業、産業化、研究開発棟地区などとして発展するのではないのでしょうか。
				10	角地など、最近一時預りガレージがどんどん増加しています。景観上、非常に困った状態です。ガレージを届出制にするとともに、地域との協議対象とし、格子の上下するものを車両区画ごとに設置し、その連続が塀状になるようにさせる必要があります。
				11	幹線道路裏の市街地景観地区の町の片側は町家がなくなったり、すごく圧迫感があつたりします。幹線道路より30メートル以上は3階建とし、裏の通りまで敷地とした場合には、瓦付き塀を設置する規制をしていただきたい。

受付 番号	性別	居住地	年齢		意見内容
19	女性	市内	—	1	景観条例の手直しが行われるとのこと、是非意見を寄せたいと思います。 このたび自宅の真ん前に巨大な学生賃貸マンション建設が進められています。署名運動も行われるほど、学区全体の大問題になりましたが、施主はお構いなしです。 平成19年の景観条例には違反していない！というのですが、岸辺景観と山並み景観の狭間になる部分においては全くのノープランです。 すなわち、疏水から何メートル、幹線道路から何メートルという規定の仕方では、規定を超えたとたんに擁壁の化粧や仕上げ、仕様をレベルダウンして見た目が悪くなったり、佇まいが損なわれても気にしないという無神経な選択が平気で行われています。 この事例のように3面道路であったり、接道距離が長い敷地、建物は地域に多大なインパクトを与えるのだという意識を施主は高く持ってほしいと思います。 また、意識の低い施主に対しては京都市が丁寧に指導をしてほしいと思います。 道路との境界は京都市との境界、京都市民との境界である。せめて、道路沿いは美しい塀や生け垣を義務付けていただきたいと思います。 景観は皆の財産ですから。
20	男性	市内	60代	1	○高層建築物のスカイライン形成は景観形成には大変重要なことであると考えます。 ○代替の案は示せませんが、屋根の形状についての基準である勾配屋根、今回改正の基準の庇とも違和感があります。
				2	○建築物修景地区における届出対策建築物の拡大、眺望景観保全地域における区域設定とも景観を保全するために、現実には則した良い改正と考えます。
				3	○公共性のある施設の手続の改正については、景観保全には必要なことと考えますが、この手続により、事業進捗が遅延することが危惧されます。他の施設と同様の取扱いでなく、手続の簡素化等も考慮されたい。
				4	○「屋外広告物」については、現行制度の充実となりますが、細分化により煩雑さが増すこととなります。手続面等で緩和する方策も必要では。
				5	今回の見直しにより、景観行政がより進化するものと考えられますが、従前以上に手続が煩雑となる部分もあるかと思います。京都の活性化の支障とならないよう配慮もお願いしたい。
21	男性	市内	50代	1	住民個々の事情は様々であり、利害が一致するとは思えない。また、建築に対する意識の高さ、美意識も高いレベルである事も考えにくい。 元々、行政が今の景観政策に疑問を持っているからか、逃げの方便としか思えない。 ただし、非常に狭い範囲（まとまる可能性がある範囲）で、しかも今の景観規制を排除しデザインの自由性が保証されるのであれば意味はある。 しかし膨大な作業と時間を強いられることと、行政の対応が不確実では実現性は？
				2	最初からデザインを悪くする基準であるのに、その更なる充実とは耳を疑う。狭小敷地の多い市内の特性に早く気づくべきだ。全く現実を見ていない。 本来デザインにはそこに至った理由があり必然性を持っている。木造の意匠を他の構造に強いることには正統性はない。町屋が大事なら地域を決めて保存するべきで、偽物は所詮偽物でしかない。構造を無視したセットバック等、理解不能である。 矛盾と紛争の元凶である都市計画を合理性のあるものにすることが急務であり切望する。
				3	今のデザイン基準は京都市の大半を占める狭小敷地の建物に強いるには無理がある。あえて述べるなら一定規模以上の建物にこそデザイン審査を行うべきだった。審査する側の能力が問われるが、これを満たす人材は希少で人選が出来るかだ。今の景観条例の成立に携わった人間にその資格はないという事だけは言える。 和風に拘らず、世界に発信できるような計画が可能な制度であれば価値はあると思う。

受付 番号	性別	居住地	年齢		意見内容
21	男性	市内	50代	4	現状は規制外の建物の方が余計な指導を受けずに素直で好感が持てるものが多い。 窓口の対応は責任逃れか、能力の無さかデザインを見ず基準の文章で判断している。これ以上不合理な基準を押し付ける範囲を増やすべきではない。 手続においては簡素化すべきで、用途地域に建築可能ボリュームを細かく明記すれば済むことだ。誰にでも分かるように周知することが行政の務めではないのか。 その上で公共性のある建物については特例許可を設ければ納得できると考える。
				5	用途地域の区域分け、容積と高度地区の不整合、日影規制を早急に見直して欲しい。そして景観規制等とで矛盾だらけだ。此の事が無用のトラブルを起こしている。真摯に取り組んでもらいたい。 市行政は市民のためにあり、政府や中央官庁のためではないはずだ。用途地域の境界に自分が住んでいるとしたら機械的な線引きをするだろうか？自分が住宅や事業用のビルを建てると思えば、こんな不合理な都市計画や条例をどう思うか良く考えてもらいたい。
22	男性	市内	60代	1	全面的に賛成です。拙地の「東山区西之町」は、修景地区の指定と地区計画条例で、高さ等のハード面に加え、用途制限が実施出来、町並みを保存するとともに、風俗営業を防止して安心して生活で出来るようになりました。また、最近の新築、改築の5例では、格子戸、虫籠窓、竹矢来等が作られ、前記二つの条例の効果が出ています。しかし、悩みは隣接町内にまで、我々の力では拡大しないことです。 この点、行政で仕組みを作って、町内会長や市政協力委員を介し、誘発していったきたい。
				2	拙地では、店舗の営業時間、広告物（大きさ、色、デザイン等）騒音問題等を「町式目」で規定しようかと検討中ですが、特に広告物（表示物）の基準は素人集団の我々では限界があり、難しい点がありますので、行政が有識者と協議されて基準を定めていただいた方が、町式目で定めるよりもベターだと思います。町式目の内容が、行政の基準を逸脱することも起こり得ると思います。
				3	拙地では、7年前に「まちづくり協議会」を設立し、年1回の総会と日常の活動をしています。町内で空き家や更地が発生すると、神経を尖らせております。最近の5例の新築・改築に際して、オーナー又は業者の半分以上が事前に説明に来られ、良好な関係を保ちつつ工事に入られています。これは建築申請の時に、行政の方でも一言声をかけていただいている効果が出ていると思います。従って、初期段階から、市と協働して具体的事例に当たっていくことはよいことで、完成後の町内運営円滑化にも役立ちます。 新築や増改築の建築確認申請時に、まちづくり協議会やそれに準ずる組織がある所へは、初期段階から事前協議の必要性を明文化していただきたい。また、修景等指定地区、地区計画指定のある所へは、（既に行政でやっています）引続き、申請者へ資料の提供と指導を明文化していただきたい。 拙地の地区計画は、約2haぐらいで、京都市域から見れば、一地点にすぎません。隣接町内に拡大して、もっと面的な拡がりにしたいと思っても、人材面やモチベーションの低さの問題があって、なかなか進みません。 この点、行政から誘発する方法を考えていただけませんか。例えば、地元説明会（セミナーのようなもの）の開催とか、講師派遣、出前勉強会等。

受付 番号	性別	居住地	年齢		意見内容
23	男性	市内	—	1	明倫学区では平成18年に「地区計画」を決定しました。そこでは「祇園祭を受け継ぐ風格のあるまち、商いと暮らしが響き合うまち明倫」と、明倫のまちづくりの基本姿勢が詠われて居ます。同時に明倫学区内で「建築計画や工事関係者、マンション販売などの方々へも、計画段階から、周辺町内会、明倫自治連合会に前もって、計画内容、工事、管理などの協定、また同時に防災や安全面などへの配慮などに対しても申し入れ」をしています。そして、「近隣の景観やプライバシーへの配慮（目隠しなど）をお願いしています。」 しかし、一部の建築会社などでは、まだまだ徹底が困難で、連絡がないまま建築工事が進んでしまったことも、多々起きています。 何とか、行政による条例化などで、建築主と地域がともに「町並み景観」を考え、一緒に「美しい地域」を創って行こうとすることができないものかと考慮していた中で、今回の条例案は明倫学区住民にとっては、心待ちにしたものと言えます。 特に、（2）市街地景観協定への充実（3）地域の景観づくりに関する制度などの項目は、「地区計画」の本質を支え、具体的かつ重要な価値を持つものと思います。 明倫学区内烏丸通企業間では、烏丸通三条から四条にかけての4町内も含め、「烏丸通沿道地区計画」を決めておられます。しかしながら、「マンション建設は認めない…」などの営業方針が中心で、烏丸通り町並み景観への言及がまだまだ不足していると思います。 三条烏丸には「新風館」「元第一勧業銀行の赤レンガ」などの近代建築のイメージを残しつつも、「元住友銀行京都支店の列柱の一部を残す」など、残念ながら歴史的視点に立った、町並み景観保存は出来ていません。 今回の条例試案では幹線沿道について、スカイラインの形成、外壁など「低層部の石貼りなどの自然素材を用いる」と買い物客の賑わいと品格を持つ、「歩くまち京都」を意識した町並みを演出したいと思われます。
				2	建築主と地域住民並びに学識経験者も交えた「地域景観のありよう」を見据えた建築は、地域にとってはもちろん、建築主にとっても「地域資産」の向上に役立つものと思います。同時に、明倫学区では、「明倫学区が誇る建築資産」としての地域独自の報奨制度の新設も考慮中です。建てて良かったと思える建築物、地域住民が誇れる建築物がある地域…こういった学区が望まれます。 同時に現在の所謂「建築家・建築主など」が提出されるパース図、並びにマンションなどの販売に供する広告での完成イラスト図などの在り様が、根本的に間違った認識の基で作成発表されています。基本的には新しい建築物の周辺、少なくとも両隣3軒位の現状に即した図面＜写真の貼り付けなど＞は必要で、当然道路を中心にした＜町並み景観を見据え＞完成予想イラストが必要です。 地域住民のみならず、マンションなどを購入しようとしているお客様にとっても、必需のものではないでしょうか？現在のように、隣接空間を樹木などでごまかして描かれたパース、完成予想イラストでのデザイン提出については、建築家などの教育機関からの猛反省が必要です。
				3	現在、御池新町から四条新町にかけて明倫学区では独自に「鉾の道」と名付け、祇園祭巡行時には全ての鉾が通ります。鉾巡行に合う通り景観を目指そうとしています。そのためには世界遺産登録された山鉾巡行の支障ともなっている、電柱の地中化を進めています。同時に、巡行の障害となる広告看板なども、小さくまた色彩にも注意が必要だと思われます。特に南観音山を有する百足屋町では、既に独自の取り組みを始めております。 屋外広告看板などの面積、色彩などについても早急な基準を決めたいと思います。

受付 番号	性別	居住地	年齢		意見内容
23	男性	市内	—	4	所謂「田の字地区」においては、京都中心市街地の町並み景観、道路状況などが似通っています。しかしながら様々なマンション、商業施設の間に残る京町家、統一無き色彩と大きさを誇る広告看板、上空を無秩序に覆う電線、より通行危険を伴う電柱に不法駐輪などなど問題が多数残っています。中京区、下京区とは、四条通によって分断はされていますが、明倫学区では下京区修徳学区とも交流をし、「地域の誇る景観資源を残し、美しい町並み」を如何に創っていくか…を今後建築主、地域とともに考えようとしています。修徳学区では、大学とも連携し、パソコンを使用して新しい建築物に関するシミュレーションが可能になっています。今後は行政機関、または景観センターなどにそういったハードを設置し、またP Cのアプリケーションを指導し、何処の学区でも簡単にシミュレーションが出来るなど、地域住民が主体となって景観づくりを進めるにあたっての人的・資金的なサポートの充実が必要だと思えます。
24	—	市内	70代	1	地区計画におけるデザイン基準の条例化の＜概要＞の中で、「この場合、景観地区のデザイン基準は適用除外とします。」とありますが、適用除外する必要はありません。 建築物によるスカイラインの形成は、地上からの眺めのみでなく、上空からの上からの見おろしによる景観も重要です。勾配屋根に類似した目隠しルーバーや、新たに加える「水平庇」や、屋上緑化では、京都の景観形成に寄与するものでなく、勾配屋根を架けた軒庇による町並みのスカイラインの形成を図るべきです。
				2	（２）の一団の建築物群を総合的にデザインするための制度創設の＜概要＞の中で、「全体計画を定めた場合、デザイン基準の一部又は全部を適用しないことができる。…」とありますが、適用すべきです。敷地の中に優れた既存建築物があっても、それは、過去の様式の建物であり、新景観政策によるこれからの京都の新しい建築様式による都市景観づくりのため、デザイン基準を適用除外する必要はありません。
				3	「建造物修景地区において、一戸建て専用住宅を除き、延べ面積２００平方メートルを超える建築物について、高さが１０メートル以下であっても、……届出の対象とします。」とありますが、建造物修景地区のみでなく、全市において、また、延べ面積２００平方メートル未満であっても、「全ての建築物」について、届出の対象としてください。
				4	機能主義建築の終焉が言われて久しく、また、近代合理主義・建築様式の批判がなされており、京都の景観形成は、他都市と同じような建築デザインでは、京都独自の都市景観の形成はなされません。歴史都市・京都独自の勾配屋根を基本とする景観形成が肝要です。世界の京都の景観づくりとして、今こそ、「新たな都市像の実現」を図るため、京都の建築様式としての勾配屋根による基準の強化をしなければ、永遠に、京都が京都でなくなり、後世に悔いを残すことになります。
25	女性	市内	40代	1	地域住民が主となり、その地域にふさわしい景観づくりが出来る事は望ましいが、条例が新築物件にのみ適用されるのか、また、既存の建物については改築（改修）を要されるのか？その際の費用の助成を考慮して頂きたい。
				2	＜岸辺の景観…＞について、新たに指定される鴨川西岸で住居兼商売を営んでいるが、＜歴史的な町並み保全のデザイン基準＞は、住まい兼商売の形態に差し支えるものでは困る。特にデザイン基準に基づいて改築を要されるのであれば、それによって、間取りの変更等が生じるものであってはならない。また、上記同様、費用の負担は考慮されているのか？
				3	鴨川西岸の景観のみならず、鴨川東岸のビル（屋上塔屋含む）により、年々見えづらくなっている「大文字」についても、鴨川よりの景観として考慮して頂きたい。市広報ポスターにあった「山紫水明」が失われていくのでは？
				4	３「優れた建築計画を誘導するための制度の充実」について、＜机上の空論＞にならない事を望む。
				5	景観条例が適用される地区については、外壁の改修のみであっても、届出が必要なのでは？
				6	先斗町に住まい、四代に渡り商売を営んでいるが、あまりの変貌に心を痛めている。商業地域であっても、地域住民がいる限り、生活の場でもある事をふまえた景観づくりであって欲しい。 また、一方的な押し付けの条例にならない事を切に望む。とにかく、夕刻からの現状を一度視察して下さい。

受付番号	性別	居住地	年齢		意見内容
26	男性	市内	—	1	(1) 地区計画におけるデザイン基準の条例化 (2) 市街地景観協定の充実 (3) 地域の景観づくりに関する制度の創設 という3項目が書かれてしまいましたが、これはどれも非常に重要なことで早急な実現を求めたいとおもいます。市街地景観協定に関しても既存のものからもうすこし拘束力のあるものにしていただくことが望ましいと考えられます。同時に市街地景観協定を結ぶための協力や援助というものもしっかりと確立していただかなければ、文章が追加された程度になっては具合がわるいのではないのでしょうか。京都にはさまざまな京都らしい景観というものがあり、界限によってその性格はこととなりますが、それらの複合によって京都の全体的な景観を形作られているわけですから、それぞれの地域にあった景観保護策というものが必要だとおもいます。同じ花街であっても祇園町さんと先斗町ではまた景観がことなり、宮川町さんとも上七軒さんともそれぞれ性格がことなります。町家が連なり、芸舞妓が行き交うだけで統一してみるのではなく、それぞれの町の景観を分析し、そこですむものが大切に行っているそれぞれの景観をまもっていただければとおもいます。同時にそれをまもる協定締結者の相互理解というものも大切です。建築的な要素に限らず、それぞれの界限がもっている思いのようなものもしっかりベースに理解を置いたうえで、京都の界限の景観整備がなされるべきだと考えます。また、その市街地景観協定の市民への説明というものがもうすこしわかりやすくなされることにより、もっと多くの京都らしい界限がよいように維持されるのではないのでしょうか。 先斗町でもこの市街地景観協定というものを前提に考えをまとめているところでもあります。そこにもとめるのは、新たな出店や改築の際にデザインモチーフを共通にし、違和感なくその通りの景観が維持されるというのですが、実際にはどのような方法による拘束がなされ、どのように有効であるのか、よくわかっておりません。そうした現状が改善される政策であってほしいと考えます。
				2	(1) 幹線道路に建つ高層建築物のスカイライン形成に向けた基準の充実 (2) 岸辺の景観特性に応じた基準の充実 に関してですが、(1)については特に言及することはありません。そのような改善がなされることは望ましいと考えております。
				3	(2)に関してですが、これは非常に重要な案件であるとおもわれます。 概要に書かれています「・伝統的な建物が連担する岸辺について、基準を充実し、歴史的な町並みの保全を図ります。・岸辺型美観地区を一般地区と歴史的町並み地区に区分します。・歴史的な町並み地区においては、けらばの出を不要とするなど、町並みが適切に保全・継承できるデザイン基準とします。」ということだけではいまいち理解することはできませんが、川沿いの景観が京都のイメージを形成していることは間違いなく、その景観を重点的に保全・継承する政策は大切であると考えられます。 先斗町も岸辺型美観地区にすべて指定されておりますが、残念ながらそれぞれのお店さんでばらばらの様子を鴨川に見せております。また、先斗町に在るものでも、その区分にいれられていることを知らない人が大勢おります。ですので、現在のように、無茶苦茶川べりの景観となった可能性が多く、岸辺型美観地区を分類される際に、きっちりとその範囲でのデザイン範囲というものを行政から指導していただく必要があるとおもいます。先斗町は川床のでる場所ですので、夏には賑わい一定の景観を見せますが、それ以外の季節にはあまり景観的によいものとなっているとは言えません。室外機の乱立や、それぞれのお店さんごとのデザインの食い違い、階層のばらばら感が美観地区とはおもえない様子を見せております。そのような現状が明確に改善されるように進化していただければと願います。
				4	(1) 優れた建築計画を誘導するための「優良デザイン促進制度(仮称)」の創設 (2) 一団の建築物群を総合的にデザインするための制度の創設 に関してですが、必要なことだと考えます。ただ(1)の内容が、相談に応じてもらえる程度のような印象を受けますので、どのような実際が想定されているのか具体的に明記していただきたいとおもいました。

受付 番号	性別	居住地	年齢		意見内容
26	男性	市内	—	5	(2) の一団というものがどのようなものを指すのかいまいち不明確であると感じます。 既存のものを指すのか、新規のものを指すのか、そのあたりも不明確です。また、これが景観の計画なのか建築物個体にかんする考案をするものなのかもしささかはっきりしていない気がします。
				6	意見欄の項目ごとに考えられることを書きましたが、不勉強の為、読み違えの為、変な意見であれば申し訳ありません。 せっかくの機会でしたので、先斗町の景観のことを中心に書きましたが、書かせていただきましたこと以外にも数多く、先斗町の景観を考える上で京都市の政策に依存するところが多いと考えられます。当会としましては、まだまだなにかから対処していけばよいのかもわかりませんが、全体意見調査を先斗町でさせていただきました際の御意見から、路上喫煙・看板問題・客引き行為対策・騒音問題など一つ一つの事案にあたるだけでなく、多くの方が希望されておりました、「先斗町らしい風情に戻したい」「風情ある町並みが大切だ」ということを中心に考えますと、諸問題にとりくみつつも、全体として景観をどのようにしていくのかということを考え、その取り組みを進めつつ、改作していかなければならないのだと考えております。先斗町に住む者、商う者、来られる方、すべてが、「先斗町らしい」ということを求めているには変わりありません。ですので煩雑化してしまった現状を、全体の目標に向けられるように会として努力をしてまいります。その力では及ばない部分をきっちりと行政による景観対策により保護していただき、京都の先斗町としての姿が再確立し、長く京都のものとして発展するよう対処いただきたいと願っております。何卒、よろしくお願いいたします。
27	男性	—	—	1	a) 新景観政策の施行3年間を踏まえ、地域性に応じたボトムアップ型の景観まちづくりへと市がシフトを切ったことは、高く評価します。
				2	今回の地域景観づくり協議会のご提案は、地域ごとの景観づくりを進める上でとても重要な制度であると思います。 1) ただ、素案では、これは建築ルールを念頭においておられるように見受けられます。地域景観は、建築物だけではなく、屋外広告物のあり方によっても大きく変わります。屋外広告物のデザインを地域で行いたいという団体に対してもこの協議会が使えるような文言で条例を書いて頂けると幸いです。
				3	2) この地域景観づくり協議会は、事前協議を行うのがメインですから、法的な拘束力を発揮する仕組みではないと思います。よって協議会設立の要件は、できるだけハードルが低い方がよいと思います。提案にあるように自治会や商店街組合などの地域団体が総会で協議会を設立するような決議を行えば、その議事録の確認をもって協議会設立を認めるというような制度設計が望ましいと思います。
				4	b) 市街地景観協定を充実するという提案も地域ごとの景観まちづくりを促進する上で大事な提案だと思いました。 1) ただ、この協定の利用を検討したことがあるのですが、地権者主義になっており、いざ協定締結となるとかなりハードルが高いという現実がありました。建物の高さ規制を行うような場合は、それでも了解できるのですが、例えば、屋外広告物のデザインをガイドラインで決める、事前協議の仕組みを入れる、ファサードのデザインに統一感をもたせる、などの内容を協定で定めようとする場合、借家人も含めた地域の事業者・店主を協定の分母にした方が実態にあっていると思います。現状では、住宅地におけるマンション規制のような使い方になります。商店街や観光地で特性ある景観づくりを行っていく場合は、分母は、テナントの事業主とするのが良いと思います。
				5	2) 建築については、建築確認が民間審査機構によってなされる場合に、市はどのように指導するか、という実効性確保が問題になると思います。協定型の実効性確保についてもご検討いただければ、と思います。

受付 番号	性別	居住地	年齢		意見内容
27	男性	市内	—	6	c) 屋外広告物規制を明確化し、より地域性に応じたものへと進化させていくという提案も大事なものだと思います。 1) 彩度のマンセル値規制ですが、これは客観化された基準としてよく理解できるのですが、例えば、暖簾の藍色が、彩度が8を超えるために使えないというような経験もありました。和の暖簾といえば藍染めが基本ではないかと思います。やや杓子定規的な対応を市がされることもあるので、伝統的な意匠の暖簾については、このマンセル値の彩度規制を当てはめない方がよいのではと思います。いずれにせよ屋外広告物の中における暖簾の特性についてご検討をお願いします。
				7	2) 広告物の規制を行っていくのはわかるのですが、その規制によってどのような地域になっていくのか、中長期的にどのようなまちにそこがなるのか、というような具体的なヴィジョンを地域に示し、規制を守ることのメリットを上手く説明することが大事だと思います。地域性に応じた規制づくりの中でそのようなヴィジョン提示もあわせて行われることを期待します。
28	男性	市内	—	1	当景観政策の最終決定の場合（都市計画審議会や協議会）の構成員に、必ず、商業関係者として商店街関係者を加えて頂きますように要望します。
29	男性	市内	70代	1	私たち「洛西ニュータウン竹の里まちなみを守る会」は、平成16年「洛西ニュータウン竹の里地域の景観の維持継続」に関する請願で、京都市市街地景観整備条例に基づく必要な措置など、指導の強化等に取り組むことを請願としてきました。それら等を踏まえての今回の整備だと考えます。特に(3)「地域の景観づくりに関する制度の創設は、住民が主体的に景観づくりに取り組む地域に対する、指導等の強化だと考えます。本案が推進される事を強く望みます。
30	—	—	—	1	①地域での景観づくりに取り組むことは必要であり、良いことである。
				2	②地域との協議や意見交換を行うにあたっては、地域の景観ルールが明文化されていなければすんなりと協議が整うとは思えない。せめて、ルール化まで至らずともマニュアル的なものが必要ではないか。
				3	③協議等の対象となる地域の単位、隣接地域との協会の考え方等を明確にしておく必要があるのではないか。
				4	高層建築物のスカイラインを形成するためには、水平庇のデザイン基準を追加することは必要であるが、建物ボリューム、例えば、建物の高さや壁面の位置をそろえる必要があるのではないか。
				5	①優良デザイン促進制度において、専門家に相談できる内容と相談した時に得られる回答がどういうものであるのかを明確にしておかないと相談されることがないのではないか。例えば、特例許可がOKとなるためのアドバイスがもらえとか、良いデザインとするためのアドバイスであるとか。
				6	②専門家について、様々な分野の専門家から指名できるような制度とするのはいかがか。
				7	③京都であるからといって、歴史的なデザインばかりではなく、未来のデザインについてもアドバイスが受けられるようにしていただきたい。
				8	景観デザインだけではなく、建築基準法や消防法などの他法令との調整もしっかりとしておいていただきたい。

受付 番号	性別	居住地	年齢		意見内容
31	男性	市内	—	1	地域の景観づくりに関する制度の創設について(他の項目と重複しているかもしれません) 当たり前の話・・・ですが、あらゆる建物は、寸法で表すことができます。 しかし、ほとんどの人々は、建物を「この建物の建ぺい率はおかしい」とか、「扉の巾が変だ」「屋根の勾配足りない」と言ったように、建物を寸法で見る事はせず「昔ながらの良い建物」だとか「雰囲気のある家」などと、主観で判断しています。 現在の建築基準は、ご存じのように寸法という定規を使って建物の大きさを定めています。 もちろん寸法などの数字を基準に考える事は、携わる人全員が同じ基準で理解しやすいものであることは間違いありません。しかし現実には、既存の建物に対して人々は、「2階の奥行きが足りない」とか、「扉の巾が変だ」「屋根の勾配足りない」と言ったように、建物を寸法で見る事はせず「昔ながらの良い建物」だとか「雰囲気のある家」などと、主観で判断するようになります。 これは、料理で例えると「この鰻重は、マズイ!」, 「いや、チョッキリ500gです。」と言っている様なものではないでしょうか? 元来、人が主観で感じるものを、規制する側と見る側で「違う定規」を使っているので、基準通りなのに出来上がったものにどこかしっくりくるところが無く、建てられた建物なにか違和感を感じてしまう場合が多々あります。 そう言った意味では、この地域組織は、現段階では地元を代表して建築側と話し合いを行い、それぞれの地域により相応しい建物が建つことに向けて活動できる可能性があるのではないかと感じました。 私が自治会長を務める「嵐山本町」は、天龍寺と大堰川に挟まれた小さな地区です。 しかしこの地域は、東に渡月橋、西には亀山公園を有し、京都を代表する嵐山の観光スポットの多くが、この自治区に含まれています。近年、この地域にも3階建てが建つようになり、初めて見るその高さに「風致地区であるのにどうして3階建てが建つのだ?」と住民の方々をはじめ、近隣の多くの方が疑問をもたれました。しかし、それらの建物は風致をはじめ建築基準に準じて建築されており、法律的にはなんら問題は無かったのです。 しかし、この地域に住んでいることに誇りを持ってられる地元の方のショックは相当なもので、古い方々は今までの景観を守ってきた努力に対して、新しい方々は自分たちの嵐山の対する思いと現実に落胆されたのではないかと思います。この3階建てが建った事は、先の「鰻重」のたとえば現実化したものであると同時に、多くの方が「風致や建築基準」に不信感を抱いた瞬間でもありました。 また、観光客の方にとっても、「世界文化遺産の天龍寺の隣で3階建てが建つ」事に驚きを隠せない会話も、幾度となく耳にしました。これはまさしく「主観」で感じる事を「寸法」で規制した結果であり、嵐山のみならず、京都の建築文化の信頼を失わせるに、十分な材料だと言えるのではないのでしょうか。 昔は建築材料の問題もあり、都市中心部と郊外の建物の外観はそれ程違う事はありませんでしたが、今は用途によって多種多様な建物が作られています。また、街並みの良し悪しは、観光と言う観点からみても大きな影響があることは、今や誰もが感じる要素である事は疑う余地がないと言っていいでしょう。 しかし一方で、人々の主観で多様な建物を作られても、人それぞれ価値観が違うわけですから、これも問題がありそうです。

受付 番号	性別	居住地	年齢	意見内容
31	男性	市内	—	(1) また、「観光地だから・・・」と言って、わざとその雰囲気のある建物を建ててしまうと、地域が遊園地化し薄っぺらい観光地になる事も容易に想像できます。本来、建物の本質はそこに住む人達の生活や営み、そして価値観などの文化の蓄積の現れであるので、そのように故意的にデザインしたり作るべき物ではないと思います。 しかし、建物を作る際に、いちいちそのような哲学的な話をするテーブルもなく、規制をする際には誰にでも理解しやすい「寸法」を用いて規制する事にたどり着いてしまうのは現実的だと思います。一方では長年にわたり適用されてきたこの画一的な規制の方法が、そこにあるそれぞれの地域文化に適合しないことも徐々に皆の知れるところとなってきました。 今回のように地域組織をつくり、住民が主体的にその地域にふさわしい建物をはじめ景観作りに取り組むのは大変良い方向へ向かっていると感じます。 しかし、せいぜい50年から100年ほどで立て替えを迫られるような木と土で出来ている家に、何百年も暮らしていた私達がそのような主観を中心とする建築や都市文化を考えられる土台があるのでしょうか？ 特に近年、古いからと言ってはどんどん壊し、なんでも新しくする生活を続けてきた私達に、たとえ自分たちの地域に限定したとしても、建物について語るだけの知識と経験、そしてそのような事を行ってきた歴史があるのでしょうか？ 加えて世界文化遺産である借景の隣に、3階建てが普通に建つような国の私達が、京都の建築に必要な美的感覚を持ち合わせているのでしょうか？ シドニーなどは、建物の表を残し後ろをそっくり新しくする方法で、町の外観を守っています。オーストリアのグラーツは、「建築は最新の芸術でなければいけない」と古い街並みの中に現代建築を建てています。それぞれの地域にそれぞれの哲学があり文化として構築してきた経過がありますが、果たして私達に、町の外観を守る意義や建物に対しての哲学や芸術論を論じ、さもさもふさわしい方向を住民や行政で選び出すことができるのでしょうか？ この地域組織のシステムの良い点は、必ず話し合いの場が開かれる事が最も大きな進歩だと思います。 話し合いをもって、この地域がどういう地域であるべきか、建築主や住民の皆さんに地域の景観を意識し考える機会を持てることがとても重要だと思います。 しかし・・・誰が組織を管理しているかによって、その状況は大きく変わってしまう可能性があります。地域組織に強制力はないにせよ、あるところでは、古民家風、あるところでは角にレンガを張ったスペイン風などと言った外観や雰囲気にしないといけない所も出てくるかも知れません。また、日本は土地の権利意識が強く、他からとやかく言われる筋合いはないと考える人も多いのではないのでしょうか。建築主が権利主張を控え、地域に沿って考える必要性を感じられるか大事な所ではないのでしょうか。 地域や景観の問題は、そこに住む人達や、新たに引っ越して来る方々が、それらの決まりに納得し、逆に誇りをもてるような文化が「すでに存在している」のが理想ですが、建物や地域に対する文化が荒れ果ててきた今日、再び人々の権利を規制してまでも、皆が誇りを持って生活できるようになる地域を、私達が精神的、かつ物理的に構築できるのか、正直私はとても不安です。 地域組織の活動状況は、地域によってもかなり異なると思われます。 ここで、私が自治会長を務める嵐山本町や近隣の過去の事例や、現在行われている工事を例に少し考えてみたいと思います。

受付 番号	性別	居住地	年齢	意見内容
31	男性	市内	—	(1) 近年、渡月橋から北へ続く長辻通りでは、以前電線の地中化が行われましたが、各家の電線の引き込みが解決されず、結果ミニ電柱のようなものが各所に建つ事になりました。もちろん電柱がある時よりは景観は良くなりましたものの、お金をかけた割には良い物が出来なかったのではないかと、という経験があります。 また、その引き込み電柱の下部は40cm角もあり、それが90cm巾の歩道に設置されたわけですから、とても危ないものとなってしまいました。 また、渡月橋に設置された常設灯も、赤や青の変化するLEDの照明に対して嵐山らしくないと良く思わない人もいらっしゃいました。 JRの嵯峨駅の駅舎を新しくする時も、経緯は色々あったようですが、結果普通の駅舎となって、嵐山らしい駅舎になるチャンスを私達は逃してしまった感があります。 これら過去の3例の工事は、私が自治会長となる以前の事例ですが、そのほとんどは地元との話し合いの場もなく、デザイン的に様々な角度から検討したという事はなかったと聞いています。 また、現在工事が行われている亀山公園は、地元の説明会要望も聞き入れられず、文化庁の管轄である事を盾に強制的な進め方をされています。 また、行政の担当者も随時変わってしまうため、継続的なビジョンをもちながら工事を進めていけない状況にあるのは、ご存じの事と思います。 京都は言うに及ばず、日本を代表する重要な観光地「嵐山」ですら、このように「一貫して」誰も地域の面倒を見ずして、大きな工事や建築物が作られています。 しかし、これらの建築物はどれも「京都や嵐山」の印象を左右する大切な建築物なのです。それが、その時その時の担当者で決められていって良いのでしょうか？ もし、これらの計画時に、地域組織があったなら、話し合いが行われ、よりふさわしい建築を模索することができたのでしょうか？JRの旧嵯峨嵐山駅の駅舎の存続を私達が望んだら、話し合いのテーブルが開かれ、どんな内容で話が進められたのでしょうか？ 私は、これらの工事が計画された時点で、もし「地域組織」が存在していたとしても、デザインをはじめ様々な問題を「地域組織」と「当事者」が前向きに対処できたかと考えると、もちろん推測の域をこえませんが、今まで私が述べた理由、つまり私達が質の高い建築哲を持ち合わせていない事によって、自信を持って出来たであろうと答える自信はありません。 しかし、本当は、質の高い話し合いを持ち討論を行う事は必要な事だったのです。 少々話はややこしくなりますが、多くの人は、この「嵐山らしい」と言うのは主観であり、公のテーブル上では話すべきではないと思っていらっしゃるの、結局この話を避けて建物ができてしまうのが現状です。しかし、先から述べているように人々は主観で建物を感じるの、結果的に良い建物はできてない事になっている気がします。こういったところにも、建築を芸術やデザインとして話し合いを持てない部分があるのではないのでしょうか。 また一般的には、芸術＝わけのわからない建物といった認識が強く、芸術を含めデザインという言葉を知っていただけで拒否され、話し合いを持つ事すら出来ないのが現状ではないのでしょうか。 素案に書かれている地域組織は、地元にとって地域の事を考える組織で、上記のような京都を代表する大きな建築物について話し合いをするという事はあまり想定されていないように感じました。 今までの私の意見は、どちらかというと「地域組織」というよりも「地域の景観を継続的に考える組織」といった、もう少し都市計画レベルのものに近いものかもしれません。 しかし、私達の地域では、嵐山という重要な地域でもあり、昔からの自然や歴史と、大手の開発とが隣同士にあるような地域です。私のような建築素人でも、いきなりこういった未来の嵐山に関わる大きな問題が降りかかってくるのです。

受付 番号	性別	居住地	年齢		意見内容
31	男性	市内	—	(1)	地域組織は、多くの可能性があるシステムです。最初の段階では単に建築主との話し合いを持つことのみの活動かもしれませんが、私は行政や組織の方々にもこのシステムの持つ可能性を引き延ばしていただきたいと思います。 将来的には地域組織は、行政や学識経験者などと勉強会や話し合いを持ち、地域の特性を良く理解し、建物に対しての構造的だけでなく、美的感覚も必要でしょう。 また、他の国の状況も合わせて勉強し、都市計画の担当者や建築家との話し合いを持つ事が出来れば、組織の質を大きく向上できる事は間違いありません。 また、地域組織は住民の皆さんに対してそのような事を説明し、少しずつ地域みんなが考え方を構築し、共有できるようになる事も大切な仕事のひとつではないでしょうか。 これは、現段階では現実的では無いかもしれませんが、地域によっては上記の幾つかはすぐに必要になるかも知れません。 素案によれば「地域組織」は、説明会を開く事が、かなり重要視されていると感じました。 私の想定した「地域の景観を継続的に考える組織」が少々考え過ぎだとしても、たとえ「説明会を開く」事だけでもスムーズ実現すれば、現在のように「説明会を開くために本来必要のない膨大な努力」を行わないといけな現状からすると、私にとっては「まるで夢のようなシステム」に感じられます。 組織を維持し様々な問題を解決するには苦勞も多いかも知れませんが、将来にわたり一貫して同じ目線で地域を見据え、しっかりとした景観を作っていくことは、その地域に住む人々の生活に対する意識をも前向きに変化させることでしょう。また観光地の景観を守り、多くの野暮な工事や工事の進め方に対して、しっかりとした地域の対応を示す事ができると思います。 この「当たり前の事」が、このシステムで少しでも前に進むよう、心を込めてこのプランに賛成したいと思います。
32	—	—	—	1	市民主体の景観まちづくりを反映させる制度が出来ることは、大変望ましいことです。地域の特性に応じたきめ細かい基準を作っていけるのは、地元でしかできません。
				2	地区計画でのルールづくりや地域景観づくり協議会などの新設制度が絵に描いた餅にならないように、最初は市がバックアップして、早く事例を実現してほしい。それをケーススタディーとして、他の地域でも取り組みやすくなると思う。
				3	優良デザイン促進制度に専門家の助言とありますが、この専門家はどういう立場の人ですか？今までの美観風致審議会とは、違うものですね。新しい京都の美の創生に対応できる方が望まれると思います。この際に、美観風致審議会のあり方も検討されてはどうでしょうか？
				4	住民が主体になってルールづくりを進めていくためには、専門家の手助けが必ず必要になってきます。そういう人の育成や資格、制度も考えてください。京都市未来まちづくり100人委員会・市民の景観チームで取り組んでいる講座（仮称・京都景観エリアマネジメント講座）など、市民団体との連携を考えてください。京都市では、歴史遺産の周辺だけではなく、どの地域も景観は重要で、どの地域でも自分たちの地域に相応しい美しい景観をつくっていかうという気運が大切です。この広い京都市では、それをサポートする専門家がたくさん必要です。
				5	風致地区条例で、景観重要建造物や歴史的意匠建造物の外観の変更等に許可を不要にするというのは、景観整備条例で規定されているから、風致条例から外すという意味ですね。

受付番号	性別	居住地	年齢		意見内容
33	男性	市内	—	1	京都市上京区相国寺門前町地区では京都御苑の北に位置し、相国寺、上御霊神社と連なり、古くから一体としての門前町の景観を保持してまいりました。3年前施行されました景観条例につきましても、「歴史的遺産型」「旧市街地型」等の美観地区に指定されており、行政としましても50年後、100年後も光り輝く京都を目指す重点地域であると認識されているのではと考えております。 しかしながら、当地区では「高度地区」15mが指定されており、最近では、「5階建てワンルームマンション」が2棟建設されることとなりました。我々は地域住民と協力して、同マンションの事業主と交渉にあたりましたが、なんら誠意ある回答を得ることは出来ず、近々にも工事が開始されることとなりました。京都では借景を含めた景観が保護されるべきであると考えています。 我々は、相国寺門前町全域について、建築物の高さを（絶対高さ10m）として制限することを強く要望致します。（但し、相国寺及び同志社大学を除く。） 現在、署名活動を実施しており、多くの方のご賛同を頂いております。整次第別途、署名を提出させていただきます。
34	男性	市内	80代	1	〔I〕旧市街地型美観地区の職住共存（1）（2）の内、幹線道路から約90m内側へ入った区域について 表記の区域の建物は高度規制で31m以下となっています。 今回の景観政策では、幹線道路から30m入った区域を、沿道型美観地区として基準を充実されとのことですので、残る90m－30m＝60mの区域は、高度規制31mのまま、職住共存（1）又は（2）のエリアとして「京町家が連たんする、又は京町家や商家と調和する職住共存の市街地景観を形成する」ことが基本方針となりますが、31mの高層ビルが林立していたのでは、職住共存の市街地景観を形成することは、どだい無理なことと思います。 先ず、当該60mエリアの高度規制を、一般「あんこ」並の15m以下に合せるべきであると考えます。そのことによって、職住共存の市街地が形成され得るものと考えられます。 多くの方が、「田の字」地区での高層マンションの乱立は、実に見苦しいと感じています。幹線道路に建つ建築物は、謂わば都市の顔です。それなりの美観政策は必要だと思います。それより内側は、内部の本当の顔です。上記60mエリアを景観計画無法地帯とすべきではない、と思っています。 〔具体例〕 同上の幹線道路直近60mエリアで、実施されつつある建築計画について 幅員4m未満の道路にのみ接する敷地では、延べ面積1000㎡以下の建物しか建てられません。そのような条件下で、450㎡程度の敷地に、建蔽率30％程度の9階建てのワンルームマンションが計画、実施されています。玄関ポーチに勾配屋根が設けられている以外、景観に配慮したと思われるデザインは見当たりません。 道路に面して駐車場があるので、門又は塀を設置し、通の連続した景観を要望しても、門又は塀は工作物となり、斜線制限で上層部7～9階が当たり、不可とのこと。 中庭はなしで、エレベーターホールを、バルコニー並の解放廊下にするにより、延べ面積として不算入にし、建物延べ面積を増やしています。 そのことにより、近隣への視き込みによるプライバシーが侵害されそうですが、合法的に共用部分の面積を、延べ面積に算入しない為の苦肉の策をとっておられます。このような敷地では、「1000㎡以下の小規模な建物しか建てない」と云う法精神にも合わないと思います。 9階建てワンルームマンションが、至上命令なので、都市計画法、建築基準法等をクリアーすることが主眼で（景観法もクリアーしているのでしょう）、近隣住民の町なみ景観への思い、平穏な日常生活、プライバシーの尊重などは、二の次の様です。 京都市には調整、調停の機能がありますが、建物の形態（高さ）、用途に関しては、殆ど機能しません。市の行政マンは法律のプロである反面、我々市民も含め、法律の奴隷のようにも見えます。 縦割り行政でなく、各部門が一体となって、京都市の重要な方針を、上位法を、条例により改正してでも、強力に実施して頂きたいものと思っています。

受付番号	性別	居住地	年齢		意見内容
34	男性	市内	80代	2	〔Ⅱ〕優れた建築計画を誘導するための制度の充実について 計画の初期の段階から、しかるべき専門家の参画を求めることは、大変良いことと思います。ただ市民と市の共同だけでなく、事業者を引き込む必要があると思います。 先ず手始めに、田の字地区の内、御幸町通～木屋町通間、特に河原町通、寺町通で実施しては如何でしょうか。 〈案〉 コンペ（またはそれに準じるもの）による専門家の選定…費用は京都市で負担 実施設計は、専門家、事業者を中心とし、市民・市は協力する。費用は事業者・市民が応分に負担する。 優秀作の表彰制度の活用を考える。 等が考えられます。 〔具体的事項〕田の字地区内、御幸町通～木屋町通間の景観についての感想 ① 幹線道路の内、河原町通の現町並景観は、四条通に比べ、かなり悪いと思います。又、由緒ある寺町通の町並景観は、もっと悪いと思います。東南アジアの都市かと錯覚します。いずれも京都を代表する「顔」の通りです。強力に優れた景観を誘導出来ないものでしょうか。（主として三条～四条間を念頭に置いています） ② 「四条大橋から東北方向の眺望は、最も素晴らしい京都らしい眺望である」と20年程以前の建築学会のシンポで、誰かが言っておられました。「それに比べて、同地点から西北方向の眺望は、京都での最悪の眺望である」と、私は当時から感じています。何と醜悪なスカイラインでしょうか。これは、表記地区の建物群が示すスカイラインです（お茶屋さんの建物のスカイラインではありません）。同地区は商業地域、高度規制31m、旧市街地型美観地区、職住共存（2）、（沿道型美観形成地区）などの網がかかっています。何とかならないものでしょうか。
35	男性	市内	60代	1	（地域の景観づくりに関する制度の創設について） 洛西ニュータウンに在住し、かつて竹の里地区に於いての歯科センター跡のマンション建設問題を経験しました。 当時も景観整備条例がありましたが、あくまで努力義務であり、実効性は皆無でした。 建築審議会の付言にもあった様に、低層住宅団地が開発された地域であるにも拘わらず、高さ20m、容積率に至っては300%という信じられない範囲が認められていたのです。（特に多数の建築専門家は、容積率300%は余りにもひどい…との厳しい評価でした。） 当時のことを思えば、格段に進化した制度の素案であると思います。 ただ、「地域景観づくり協議会」を立ち上げる為の地域組織の合意を得るのに、かなりのエネルギーを要するのではないかと想定されます。 また、住民の何%の賛同が必要なのかも不明です。 出来得るならば、ゆとりと豊富な植栽に恵まれた洛西ニュータウン全域を「地域景観づくり協議地区」として指定を受けたいものです。 景観に関するまちづくり活動の専門家が、継続的に支援して頂ける仕組み、充実も検討して頂きたい。 また、住まいしている西竹の里タウンハウスでは、第4回住まいのまちなみコンクール国土交通大臣賞を受賞したのを契機に、「住まいのガイドブック」作成に着手している。 建築協定や共同一斉改修など、まちなみの維持や住まい方に関する過去の経過も踏まえたものであり、住戸内の改修に関するルール等が中心となる。 この「住まいのガイドブック」の内容が、地域のまちづくりの指針として認められ、建築主と地域での意見交換に於いて、協議のベースとなる制度設計を期待したい。 この意見交換が義務化されることで、既に締結している「建築協定」の実効性がさらに上がる事を期待したい。

受付番号	性別	居住地	年齢		意見内容
36	男性	市内	70代	1	今回の「景観政策進化」において重要なポイントであると認識します。 従来、土地利用の大枠しか決めていなかった、地区計画に特定地域独自のデザイン基準を条例化できるようにしたことは、大きな進歩と考えます。
				2	また、地域の景観創生に関して地域住民でつくった組織が自らの住環境、景観づくりに主体的に活動し、且つ建築主と事前に話し合う仕組みをつくったことは、意義あることです。 建築に際して、事業主と住民との争いや疑心暗鬼がなくなる効果に結びつくようにしたいものです。
				3	3年を経過したいま、より実態に即した案と思います。 従来、ビル、マンション系の建造物を「中高層」という言葉で一くくりにしていたことに、違和感を感じていました。中層建築、高層建築、当然それぞれの用途や役割は異なっており、意匠デザインは別の基準が設けられるのが自然だと思います。
				4	「岸辺の景観特性に応じた基準の充実」に関しては、歴史的街並み地区を別の基準で見るとのこと適切な改善です。鴨川西岸からの景観は、もっと北の加茂川からの比叡山、如意ヶ岳を望む景観が今回の案で、担保されているのか否かが、やや心配です。
				5	(優れた建築計画を誘導するための制度の充実について) 建築物を単体で考えるのではなく、その区域全体の景観形成の面から考えていくとの考え方は大変重要と思います。
				6	従来、規制の考え方が「高さ」に偏重していたことを改め、「建物全体規模」からの側面から、届出対象とすることは、大きな進歩です。 2階建てであっても、平べったく大きな建造物では、周辺との調和を乱すことも考えられます。戸建住宅地域でも、敷地区画を何区画も統合すれば大型建造物になります。建築協定で取り決めることが一般的に必要なと考えられますが、少なくとも届出対象にするべきです。
				7	今回の提案について、大変不十分な考察に過ぎず、お恥ずかしい限りですが、全体を通しての感想としては、新景観政策は施行3年の間に様々な学習をし、より実態に即した、且つ当初見落としとしていた側面からも対象とされていることは、大きな進歩と感じます。同時に、地域住民のより一層の意識向上が求められることでもあり、今後行政側からの啓蒙活動の強化も合わせ、この政策の施行がされることを期待しております。
37	男性	市内	20代	1	地区計画の区域の設定基準(規模など)を明確にしておくべきだと思われる。
				2	景観地区のデザイン基準を適用除外するとして、既存の基準はどの程度尊重されるのでしょうか。元々の基準との違いをどの程度認めるのですか。
				3	建築士と地域との事前の協議は、地域の方の意見を聞くのに時間がかかるのではないのでしょうか。景観課である程度の判断はして頂けるようにしてもらいたいです。
				4	現在あきらかに認めている緩和、狭小敷地として、けらばの出等を緩和している敷地面積や、3階部分の壁面後退として見てもらえるバルコニーの範囲などを明確にすべきだと思われます。 外壁の一部分として、外壁の仕様を緩和している面積のパーセント等で明確にし、統一性をもたせた方が良いと思われます。
				5	専門家とはどういった方がされるのですか。 現在、窓口で相談している景観の基準が守られているかという相談との違いはあるのですか。
				6	一団地の建築物群を総合的にデザインの基準は、市役所独自で判断することになるのですか。その規準などを決めた方がよいと思われます。
				7	今まで、遠景デザインで届出を出して、修景地区の基準を守られていた地域の基準が守られているのか、の確認はどうされるのですか。修景地区全て届出を出すようにしないのですか。できないようなら、届出が不要な建物は基準をなくした方がよいと思われます。
				8	窓口での相談を、できればもっと明確な解答が頂けるようにしてもらいたいです。
				9	事前相談の時間を短く、2～3日程度にしてみようことはできないのでしょうか。もしくは、事前相談を出していた物件は、申請にかかる時間を短くできるようにして頂きたいです。

受付 番号	性別	居住地	年齢		意見内容
38	男性	市内	50代	1	「今回の説明会の市民参加者の少なさー2回合計50数名」が何故か？このような状況での素案政策遂行は大変難しい。 もはやもう市民の関心はほとんどない。この様な状況で、地域ごとのレベルの高い（50年・100年先）景観ルールを地域の方々が独自に定められますか？
				2	「沿道スカイラインを構成する建築・共同住宅」 1. 50年100年先の沿道に建つスカイラインを構成する建物は何か、まず市は明確に示すべきである。 景観政策を含む都市計画において最も重要な要素として、どのような建物が沿道を構成するかを想定することであり、建物丸ごと商業施設の成り立つと予想される通りを除き、沿道のスカイラインを構成する建物の用途は共同住宅なることは、京都のこれまでの歴史、パリやミラノの例を見れば明らかである。
				3	2. 沿道の共同住宅と景観政策の進化について。 ①京都市は2007景観規制を急ぐあまり、最も大切な指定容積率をそのままに、変更手続の簡便な高度規制のみの変更のみ行った。結果逆に、 A:「指定容積での土地値」「高さ制限による容積消化が不能」 ⇒価格高騰 B: 高さ制限による容積消化の追求⇒「建築面積増加」 ⇒沿道と反対部分等の空き地減少 C:「高さ制限内でできるだけ階層を」 ⇒階の高さが取れない。 特にCは100年先の景観構成するマンションとしてふさわしくない。かつての同潤会アパートや外国の歴史観光都市の例を見れば明らかである。美しい共同住宅が構成するスカイライン、下階は京都独自のデザインが施されている光景を、目をつぶって想像してください。 ②今回は沿道のスカイラインを構成する要素の変更については「水平庇」が主な追加変更内容であるが、当初の「光輝く・・・100年先・・・」が景観政策の原点です。 今からでも、遅くありません！まず、沿道の十分な調査・検討による「指定容積率の修正」「京都に何人住むか？」を行い、100年先でも美しさを保つ共同住宅を目指し、高度規制（1階は商業考慮）・中高層等の条例・建築基準法指導内容（ハンドブック）を修正すべしと考えます。 市の条例等はこの「光輝く・・・」が実現される様、条例等・建其法指導（市ハンドブック）を景観政策に矛盾なき様修正してください。（15m高度・容積700%, 15mまたは20m高度・容積600%, 御池沿道特別+中高層駐車場+自転車+高度31m・容積700% など、あまりに非常識な都市計画は修正検討が必要です。
				4	3. 市として検討していただきたいこと。 ①100年先も光輝く建物の階高による高度規制の進化 現政策により、沿道中高層共同住宅は逆に住宅性能を低下させていく。 「光輝く・・・」の答申では、現15m高度は「5階」、現20m高度は「6階」だったはず。100年先も光輝く住宅の階高は、3.2mは必要です。 わずかな寸法で豊かさ・美しさが失われます。15mや20m（31m）規制は、もっと美学・建築学・都市景観美学（街路の美学）+豊かな住まいの創造を基に決定されるべきです。 ※沿道の都市計画を総合的に検討し、「100年後も輝く住宅」を通りに計画し、「都市に住みたい市民」や「京都に住みたい人」楽しく住み続けられる都市計画を策定していただきたい。（沿道20m高度7階建禁止（6階以下）という制限も検討されるべきと思われます。） 現在打設したコンクリートは100年先でも十分にもちます。（中高層では30N以上で計画） 「高さ規制と矛盾のない指定容積率」や「住みよい住宅を考えぬかれて生み出された高度規制」によって、京都のアパートは5階や6階で中層だけけれど、とっても美しく住みやすい（住み続けたい）アパートとなること、京都の沿道景観にとって必要です。「都市に住まうこと・住みたくすること」は美しい街の共通語です。

受付 番号	性別	居住地	年齢		意見内容
38	男性	市内	50代	5	「沿道スカイラインを構成する意匠」 1. 沿道のスカイラインを構成する意匠規制の要素が、水平庇を追加し、パラペット修景（勾配屋根エッジ）との2つとなる。 私は共に「沿道を構成する建物立面の面のエッジ」でなく、「面と空の間に強い陰影をつけライン」でスカイラインを構成する。（＝日本建築の構造的特性＝日本的スカイラインのエッセンス）と市が考え素案に載せられたと思います。（プロの思い） 2. 市は「何故、水平庇」を追加するのか？「何故、水平庇が京都らしいスカイライン」なのか？
				6	「混在は美しいスカイライン構成するのか？明確に一般市民にビジョンを示し理解を得る必要があると考えます。また説明会前にシミュレーション図の提示も不可欠であったように思います。意見募集のパンフで、「水平庇が100年先に必要」と読取る一般市民はいません。 「100年先にも納得ができる」条例改訂の説明をお願いいたします。 「景観行政人員配置について」（はげしすぎる係長以上の移動） プロでもその施策を理解するのに時間がかかります。理解できぬまま移動・・・申請側は困り果てます。
				7	「匿名の意見募集」（観光客にもアンケートを） 意見はどのような人がどういう意見を市が知るため記名がよいと考えます。（100年先を目指す意見・プライバシーは市が管理） また、観光客にも意見募集を。（日本・外国）
				8	また、今回個別回答無？とのことですが、 1. 説明会：「説明会参加人員及び意見・市回答の骨子」 2. 本意見書：「意見書数 意見内容の骨子・市回答」 は、必ず公表してください。衰退する市民の関心をなんとかくいとめてください。
39	男性	市内	—	1	日本の中で、景観行政のトップランナーとして果敢に景観施策に取り組んできた京都市に敬意を表します。
				2	賛成です。 まちづくりを推進する地域住民として、(1)地区計画におけるデザイン基準の条例化、(2)市街地景観協定の充実、(3)地域の景観づくりに関する制度の創設、いずれも大変ありがたく思います。このように行政として、住民活動をするうえでの指針や方向性を示していただけるととても助かります。地域住民としてもその方向に沿って、対策を練っていきたいと思いますので、強力なご支援をお願いいたします。
				3	賛成です。 「(1)幹線道路に建つ高層建築物のスカイライン形成に向けた基準の充実」については、今後は、「幹線道路」や「高層建築物」だけでなく、もっと対象を広げていく方向でご検討していただければと思います。
				4	3「優れた建築計画を誘導するための制度の充実」について、賛成です。
				5	4「許認可、届出の手續に関する見直し、基準の明文化など」について、賛成です。 ただ、届出の提出率を向上させるためには、行政と地域住民団体との連携も大切だと思います。特に、増改築についての届出の周知徹底は、より一層、その連携が重要だと思います。

受付 番号	性別	居住地	年齢		意見内容
39	男性	市内	—	6	8月23日(月)の説明会での、ある出席者から「グローバル化の中で、古いものばかり守るのではダメだ」という趣旨の発言がありましたが、私はその意見に対しましては、「安直な薄っぺらな意見である」と思っております。 グローバル競争の中で日本企業が勝っていくには、日本文化からくる日本人の繊細さ、きめのこまやかさ、正確さ、真面目さを今まで以上に製品等に生かす必要があると思います。また、「国際人」という言葉がありますが、そもそも、その3文字にも含まれているように「国」があつての「国際人」です。即ち、国際人である前に日本人であるということです。日本人としての心、アイデンティティをしっかりと持たずに国際人になろうとすれば、日本人でもない、アメリカ人でもない、中国人でもない、地に足のついていない訳のわからぬ無国籍人になってしまいます。グローバルスタンダード(＝アメリカンスタンダード)の中で勝ち抜くには、逆に、日本の歴史や文化からくる日本人の良さを守るということを、強く強く意識していくべきだと思います。日本人の底流に流れる心、文化、伝統的な日本人の良さが日本で最も残っているのが、ここ京都です。そのためにも、そのバックボーンとなる京都の街並みを守っていくことが重要なのだと思います。平成19年の京都市新景観政策施行時に「都市間競争を勝ち抜くため」と理由を掲げていましたが、それはそれで大いに結構であります。が、「京都の京都」ではなく「日本の京都」だという認識をもっと強く打ち出すべきだと思います。尚、都市間競争を勝ち抜くことにおいても「グローバル化」を無視はしないものの、中途半端に「グローバル化」や「東京化」を真似しても、東京、横浜、名古屋、大阪といった大都市にかなうはずがありません。京都が個性を失って真似をするだけでは、つまらない単なる一地方都市になってしまいます。個人の心や、また社会が荒廃したような状況になったとしても、多くの日本人から、「そうだ！京都があるじゃないか！京都に行ってみよう。」と思ひ続けてもらえるようにすることが、京都に住む者の使命だと言っても過言ではないと、私は思います。
40	—	—	—	1	高層建築物に関するデザイン基準について 案の「良好なスカイラインの形成」には賛成ですが、この他にも高層建築物が与える圧迫感を軽減する為の具体的な施策をご検討頂ければ幸いです。例を挙げますと、 ①スカイラインの水平底の壁面への転用によるボリュームの分節化 ②壁面緑化の推奨 ③外装に木材(自然素材)採用の推奨(法的制約もあると思いますが、木の文化を大切にする京都市の施策が活かせると思います。) 幹線に建つ高層建築物は、スカイラインも重要ですが、低いレベルからの人の視線に入る壁面のデザイン誘導も重要と思います。
				2	運用マニュアルについて 京都市の景観諸条例は、長年の経緯から他都市と比べ大分複雑になっていると思いますので、今回の政策策定に際し、京都市全体の景観政策が一目で理解できるような、運用マニュアルの作成・発行を期待します。
41	—	—	—	1	(1) 地区計画におけるデザイン基準の条例化 地区計画で定められた基準を尊重し、景観地区に関する規定が除外される・・・これこそ、地域の特長を活かした、地域主体の景観づくりが出来る画期的な仕組みだと思います。しかし実際、すでに現状として、地権者が複雑・多様化している京都のまちなかにおいて、地区整備計画まで昇華できる地域はほとんど無いのではないのでしょうか？この制度が「絵に描いた餅」にならないよう、地区計画をもっと定めやすくする制度、支援の拡充が急務だと感じています。そうでないと、この画期的な制度が、ほとんどの地域に、あきらめとともに受け入れられることになってしまう恐れを感じます。

受付番号	性別	居住地	年齢		意見内容
41	—	—	—	2	(2) 市街地景観協定の充実 上記とも絡むことですが、ここで地域独自の景観ルールを定める場合に、その内容によっては、景観地区に関する規定を除外することも出来るのではないのでしょうか？(1)ではあまりにハードルが高いので、(2)のレベルで、地域独自の景観づくりを、景観地区に関する規定の範囲内に限らず、地域の力で進められることが必要なのではないかと感じます。当然その場には、専門家や行政が関わっていくことになるでしょうが・・・。 もしくは、特例許可を高さにこだわった大規模な建築だけでなく、住宅レベルのデザインにおいても取りやすくすることなどを考えられないでしょうか？その審査の中に有識者だけでなく、地域の人間が入り込む仕組みがあれば良いと思います。いずれにしても、煩雑な作業を出来るだけ省ける仕組み作りをしていかないと、せっかくの制度の活用がなされない、意味のないものになってしまうですね。
				3	(3) 地域の景観づくりに関する制度の創設 ここで、建築主と地域の間で意見交換を行う仕組みを設けられるのは、大変良いことだと思いますが、「地域組織」について、自治会や商店街組合等とあります。多様な地域の主体となると、その区域分け、歯抜け、重なり等が出てくるのをどうされるのでしょうか？ (3)は修徳学区での取り組みがオーソライズされるかたちになるんだと理解しています。修徳では、市やまちセンが支援するのはもちろん、京大門内研究室や建築士会まちづくり委員会等専門家が関わってこそ、成立している面があると考えています。この制度を他の地区にも広めていくには、そのような専門家の支援体制が何より必要となってくるはずですが、市としては、景観づくりに関する専門家の人材育成、支援が急務だと考えます。修徳では問題を抱えながらも何とか進んでいっていますが、それは多くの専門家ボランティアの上で成立しているのであって、ボランティアでこの制度を広げていくのには限界を感じます。修徳のような地域でさえ、専門家が必要不可欠だと感じています。地域主体であるのは自明のことですが、地域だけで地域景観を考えていくことは難しく、専門家の支援が不可欠だと思います。 ・地域景観づくりに関する専門家の育成支援 景観問題は分野を横断している点からも、景観（づくり）の専門家というのは今現在、存在しないと言っても良いと思います。今回の画期的な条例の進化を進めていくためには、京都市には、その人材を育成していくことから、取り組んで頂きたいと思います。他府県ではそのような人材の育成講座を無料で行っているところもあるようですが・・・。市独自の人材育成が難しいのなら、現在100人委員会の景観チームが実施しようとしている「景観エリアマネジメント講座」がその人材育成に最もふさわしいと思います。 あくまで地域の景観まちづくりを支援する専門家は黒子で、地域をエンパワーメントしていく、本来の意味でのファシリテーション能力を備えている必要があると思っています。そのような分野横断型の人材育成は急務です。本制度を成立させるためには、市としての責任ある取り組みが必要だと思います。 ・地域景観づくりに関する専門家のオーソライズ及びその支援 その専門家が地域の景観まちづくりに関して、仕事として関わっていける仕組みを整備しない限り、現状のボランティアに頼るしかない状況から進展しないと思います。ボランティアでは限界があります。市が本当に京都の地域景観づくりを進めるなら、それにフィーを支払える仕組みを作らない限り、広がりには難しいと思います。専門家をオーソライズし、地域の性格、現況にあわせて派遣できる仕組みができるとこの制度が現実のものとして動いていくのではないかと思います。